

# 山梨県における流域治水の新たな一步

## ～横川の「特定都市河川」指定～

山梨県県土整備部

### 1. はじめに

山梨県は、本州中央部に位置し、県域は概ね円形で、東西・南北ともに 90km、総面積は 4,465 km<sup>2</sup>である。甲府盆地を中心に市街地が形成され、その周囲の大部分が山地であり、県土の約 78%を山間部が占めている。北には八ヶ岳、東には秩父山系、南には富士山、西には南アルプス連峰がそびえ、3,000m 級の山岳を含む国立・国定公園に囲まれている。

水系は富士川、相模川、多摩川の 3 水系に大別され、富士五湖などの湖沼も分布する。地質は甲府盆地で火山噴出物や堆積物が広がり、南アルプス東部では粘板岩・砂岩・花崗岩類が分布するなど複雑な構造を有している。こうした急峻な地形と地質条件は、豪雨や地震時に土砂災害を誘発しやすく、水災害への脆弱性を高めている。

特に甲府盆地へ流れ込む主要河川は急流で、台風や集中豪雨時には大量の土砂を伴った洪水が短時間で到達するため、甚大な被害を招く危険性がある。このため、水災害対策は本県における最重要課題である。

こうした状況を踏まえ、近年頻発する災害に対応するため、県総合計画の基本戦略「ふる

さと強靭化」を掲げ、事前防災・減災対策に重点的に取り組んでいる。その一環として、令和 7 年 9 月 1 日付で、南アルプス市および中央市の一部を流域に持つ横川を含む 5 河川（横川、八糸川、西川、清水川、油川）を、県内で初めて「特定都市河川」として「特定都市河川流域」に指定した。この指定は、近年の気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応するための重要な施策であり、流域の安全・安心を守るために新たな一步である。

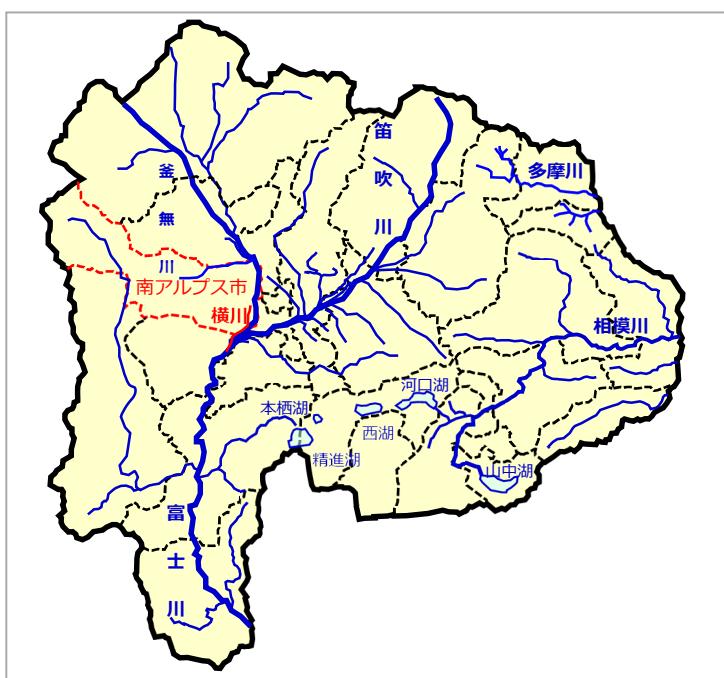


図-1 位置図

## 2. 横川流域の概要と治水課題

横川は、山梨県中西部の南アルプス市及び中央市を流域に持つ富士川水系の一級河川で、甲府盆地南端部を流れている。この地域では、山地から流れ出た急流河川が長い時間をかけて盆地部で堆積作用を繰り返し、堤防が発達して天井河川を形成している。一方、農業用水路が集まり河川を形成した低地河川も存在し、両者が交錯する全国でも特異な水系構造を有している。

そのため、洪水時には水位差により低地河川の排水が山地河川に妨げられ、小規模な降雨でも冠水が頻発するという課題があった。これに対応するため、横川下流部では複数の低地河川が合流後、逆サイフォン構造により坪川・滝沢川の河底を横断し、約 2km の導流堤を経て富士川に合流するという、全国でも希少な河川改修が施されている。



写真-1 横川流域（下流から上流を望む）

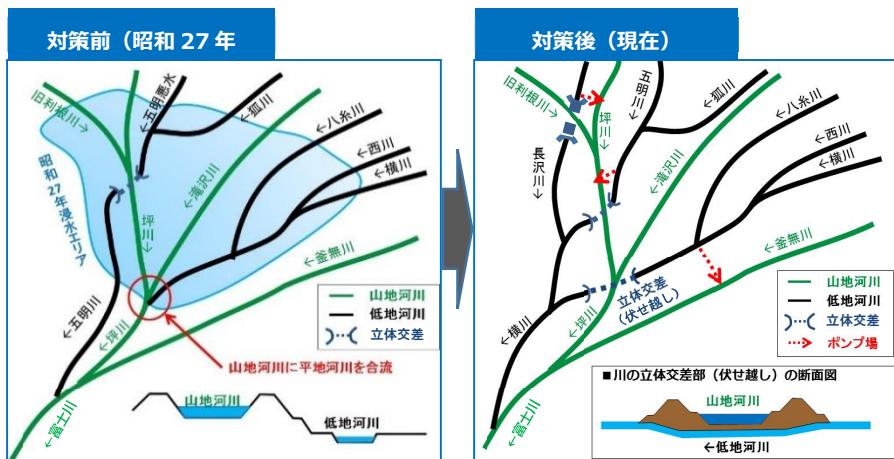


図-2 横川他立体交差河川群の模式図

しかしながら、富士川（金無川）と滝沢川の堤防に挟まれた低地を流れる地形的特性から、依然として内水氾濫のリスクが高い状況が続いている。昭和 57 年(1982 年)8 月の台風 10 号では、富士川で戦後最大規模の洪水が発生し、横川流域でも住家 21 戸、公共建物 3 棟、事業所 27 箇所、農地冠水など甚大な被害が生じた。この災害は、富士川水系における治水対策の重要性を再認識させる契機となり、以降の河川整備や防災対策の基礎となっている。



写真-2

南アルプス市東南湖地区の浸水被害

(昭和 57 年 8 月)

### 3. 気候変動を踏まえた水災害対策と山梨県における流域治水の展開

近年の水災害は、気候変動の影響により激甚化・頻発化している。こうした状況を踏まえ、令和2年7月、国の社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」は、「流域治水」への転換を提言した。これは河川整備に加え、流域全体で関係者が協働し、氾濫防止・被害軽減・迅速復旧を多層的に進めるという新たな治水理念である。

本県はこの答申を受け、府内に「山梨県流域治水推進会議」を設置し、関係部局の連携による水災害への総合的な防災減災対策を構築するため、令和3年6月に「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定した。同基本方針では、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進める「流域治水」の考え方をもとに、『あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消』を目標としている。

また、河川ごとに異なる流域特性を踏まえた協働体制の制度化を目指し、モデル流域での実装を検証しながら県全域に展開していくこととした。過去の浸水実績などから横川（南アルプス市・中央市）など4つのモデルケースとなる流域で「流域治水対策アクションプラン」を策定し、地域特性に応じた効果的な対策の組み合わせにより、流域治水対策を実効していくこととした。

### 4. 流域治水関連法改正とその意義

令和3年に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）」により、従来は都市部に限定されていた「特定都市河川」の指定対象が全国に拡大され、農村部や中小都市を含むあらゆる地域での指定が可能となった。

これにより、地方部においても開発行為に伴う雨水流出の抑制や、地域ぐるみの水災害対策が制度的に推進できるようになったことは、極めて大きな意義を持つ。さらに、河川管理者、下水道管理者、流域自治体、民間事業者、住民など多様な主体が連携し、雨水貯留・浸透施設の整備や土地利用の適正化など、ハード・ソフト両面からの対策が一体的に進められるようになっている。

とりわけ、指定と同時に施行される「雨水浸透阻害行為」の許可制度は、開発などによる雨水浸透機能の低下を防ぎ、浸水リスクの増大を防止することを目的としている。

(※雨水浸透阻害行為については、「図-3 特定都市河川に関するチラシ」を参照)



写真-3 知事定例記者会見での発表の様子

## 5. 「特定都市河川」指定による取り組みと今後の展望

本県では、こうした法改正を踏まえ、内水氾濫リスクが高いことから最初に「アクションプラン」を策定した横川を含む5河川を県内で初めて「特定都市河川」に指定し、流域全体で浸水リスクを軽減する体制の強化を図ることとした。

指定に際しては、流域自治体との合意形成や制度理解の醸成に時間を要した。特に、指定と同時に施行される「雨水浸透阻害行為」の許可制度は、都市計画法の「開発許可」と異なる性質を持ち、事業者や流域自治体にとって新しい制度であったことから、丁寧な説明が不可欠であった。

担当者は、単なる説明にとどまらず、「なぜ必要なのか」「どのように運用するのか」を具体的に示す工夫を重ねた。例えば、勉強会では指定を「アクションプラン」の実効性向上や河川整備の加速化と結び付けて説明し、理解を深めていった。事業者から「手続きが複雑になるのでは」と懸念が寄せられた際には、都市計画法の「開発許可」との違いを図解で示し、申請手続きの簡素化案を提示するなど、申請者の負担軽減を図った。

さらに、事務移譲に際しては、流域自治体の事務負担増に対する懸念を払拭し、理解を得るために、審査基準や申請マニュアルを整備し、開発許可事例を活用して雨水浸透阻害行為許可について、自治体担当者と一緒に模擬審査を行う「伴走型支援」を実施した。こうした地道な取り組みが功を奏し、両市長との協議を経て、事務移譲を円滑に実現することが可能となった。



**特定都市河川流域に指定することで**

- 開発による流出量の増加を抑制し、浸水リスクを抑やさない対策を求める。  
地域一括とした雨水蓄留施設を更に推進します。
- 特定都市河川流域の事業者の皆さんへ、  
雨水の一部貯留又は地下への浸透へ自ら努める義務があります。
- 宅地等以外の土地で行う100m以上の雨水浸透を阻害する行為は、  
市長の許可が必要です。
- 許可に当たっては、雨水貯留浸透施設の設置など対策工事が義務付けられます。

**例 許可を必要とする  
雨水浸透阻害行為とは?**

「宅地等」に対するために行う  
土地の性質の変更

- 耕地 → 土地の舗装
- 耕地 → 駐車場
- 耕地 → 水辺施設を伴うゴルフ場、運動場の設置
- 林 → 運動場
- ロード等により  
土地を囲め行方
- 原野 → 資材置場

**例 許可に当たっては、技術基準に従った  
「雨水貯留浸透施設」の  
設置が必要です。**

雨水タンク → 浸透ます

透水性舗装

許可に伴い設置された「雨水貯留浸透施設」  
の運営を行ふ行為も、許可が必要です。

**違反した場合には**

**罰則(拘禁刑または罰金)**が  
あります。許可を受けずに雨水浸透阻害行為  
がや雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為  
をした場合等には、罰則(拘禁刑または罰金)が  
適用されます。

河川の整備等と併せて、このような対策を実施することで、  
地域の浸水被害発生のリスクを減らし、  
安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

●雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせ

南アルプス市(建設部 道路整備課)  
TEL.055-282-6368 FAX.055-282-6319  
中央市(産業建設部 まちづけ推進課)  
TEL.055-274-8552 FAX.055-274-1130

●その他、特定都市河川に関するお問い合わせ

山梨県(県土整備部 河川課)  
TEL.055-223-3102  
FAX.055-223-3103  
特許登録番号に付する特許はホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.yamanashi.jp/chisai/index.html> [山梨県 治水課]

【特定都市河川】「流域治水」のより詳細な情報はコチラから  
国土交通省ホームページ「特定都市河川」ポータルサイト  
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/loketo/shishakusen/portal.html>

山梨県 南アルプス市 中央市

図-3 特定都市河川指定に関するチラシ

今後は、「横川流域水害対策計画」の策定が予定されている。策定にあたっては、「流域治水」の理念のもと、行政のみならず、企業や住民も一体となって水災害対策に取り組むことが求められる。河川管理者、下水道管理者、流域自治体の長、学識経験者で構成される協議会において、流域の実情に即した実効性の高い対策を検討し、計画には河川整備や下水道（雨水）整備に加え、土地利用の方針や民間による雨水対策など、総合的な内容が盛り込まれる見込みである。

今回の横川での特定都市河川指定は、本県における流域治水の先駆的な取り組みであり、法的枠組みを活用したモデルケースとしての役割が期待される。今後も「流域治水」の県全域での展開を図り、自然災害に強い持続可能な社会を目指し、引き続き尽力していく所存である。